

今回のテーマ： 欧州 CSDDD の概要

はじめに

企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令（CSDDD）は、「CS3D」とも呼ばれ、EU 域内及び域外の企業に対し、自社の事業やサプライチェーンの全段階にわたって生じる人権や環境への悪影響を特定するためのデュー・ディリジェンス・プロセスの設置を義務付ける EU の規制となります。本指令は欧州議会で正式に採択され、最も早い企業で 2027 年 7 月 26 日から適用が開始されます（2024 年 7 月 25 日発効）。本稿では CSDDD の趣旨と概要について概説します。

なお本記事は、Grant Thornton UK LLP が作成したものを、弊社で翻訳・加筆・要約したものになります。英文記事の詳細は、[What does the CSDDD mean for the UK? | Grant Thornton](#) をご参照下さい。

適用対象企業

本指令の適用対象企業は以下のとおりであり、日本企業含む EU 域外企業にも適用されます。

- EU 域内企業：直近事業年度において、従業員数平均 1,000 人超、かつ全世界売上高 4 億 5 千万 EUR 超の企業、または連結グループレベルで当該閾値を満たすグループの最終親会社
- EU 域外企業：直近事業年度の前の年度における EU 域内売上高 4 億 5 千万 EUR 超、または連結グループレベルで当該閾値を満たすグループの最終親会社（従業員要件は無い）

注意すべき点は、自社が適用範囲に入っていない場合でも、サプライチェーンのパートナーが適用範囲に入っていれば間接的に指令の影響を受ける可能性があるということです。このような場合、指令に該当する企業はサプライヤーのデュー・ディリジェンス結果をより重視することになります。このようなサプライヤーの事業開始に際しての審査等の重視は、より広範な規制の傾向と一致しており、企業は問い合わせの増加を予測し十分に対応できるよう準備することが不可欠となります。CSDDD は段階的に実施され、企業規模や売上高に応じて遵守までのスケジュールが異なります。

- グループ 1（2027 年 7 月 26 日～）
 - EU 域内企業：従業員数 5,000 人超、全世界年間売上高 15 億 EUR 超
 - EU 域外企業：EU 域内年間売上高 15 億 EUR 超
- グループ 2（2028 年 7 月 26 日～）
 - EU 域内企業：従業員数 3,000 人超、全世界年間売上高 9 億 EUR 超
 - EU 域外企業：EU 域内年間売上高 9 億 EUR 超
- グループ 3（2029 年 7 月 26 日～）
 - 上記以外の全ての企業

CSDDD の目的

CSDDD の目的は、人権と環境の保護を強化することです。CSDDD は企業に対し、その事業や子会社、ビジネスパートナーから生じる人権や環境への実際の、そして潜在的な悪影響を特定、防止、緩和し、終息させる、あるいは最小化する責任を課しています。これは、人と地球への悪影響を最小化し、取り組むという二重の利益をもたらすと同時に、企業が広範なサプライチェーンに伴うリスクを軽減することを可能にします。さらに、CSDDD は EU におけるデュー・ディリジェンス規制の標準化を目指しています。欧州のいくつかの国では、以前から CSDDD と同様の分野をカバーする法律が適用

されており（ドイツのサプライチェーン法等）、この指令は EU 全域にデュー・ディリジェンス実務のための調和された法的枠組みをもたらし、法的不確実性を最小限に抑えることが期待されます。

本指令への対応

企業には、主に以下を遵守することが求められます：

- 人権と環境に関するデュー・ディリジェンスの実施に関する企業のアプローチを記述したデュー・ディリジェンス方針を策定し、これを企業の方針に統合する
- 自社の事業及びサプライチェーンの全ての階層で生じる人権及び環境への潜在的及び顕在的な悪影響を特定する
- 特定された潜在的影響を防止または緩和するための措置を講じる
- 特定された実際の影響をなくす、または最小化する
- デュー・ディリジェンス手段の効率性を継続的に評価する
- デュー・ディリジェンスの方針、プロセス、並びに結果について開示する
 - 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の対象企業は、CSRD に基づく開示の中で、CSDDD に基づく取り組みと結果を開示することになります。
 - CSRD の適用範囲外の企業は、自社のウェブサイト上で年次報告書を公表することになります。

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）との関係

CSDDD は CSRD と並行して機能するように設計されています。CSDDD がデュー・ディリジェンスと責任の所在に重点を置いているのに対し、CSRD はサステナビリティ関連の報告ガイドラインを定め、透明性と情報開示に重点を置いています。CSRD は CSDDD に比べ売上高や従業員数に係る閾値が低いため、CSDDD より多くの企業に適用されます。

企業に求められる準備作業

1. サプライチェーン・マッピングを実施し、サプライチェーンの全階層を俯瞰する
 - サプライチェーンにおける貴社の業務とビジネスパートナー間の業務フローを視覚的に表現することで、実際の影響と潜在的な影響に対する洞察が深まります。
2. 社内の主要な利害関係者に CSDDD 要件の教育を開始する
 - 早い段階から利害関係者と関わることで、スムーズな移行が可能になります。
3. ギャップ分析を実施し、自社の現在のデュー・ディリジェンス方針及びプロセスと CSDDD 要件とを比較・評価する
 - ギャップ分析により、時間の優先順位をつけ、現状に存在するギャップをどのように埋めるかについて明確な計画を策定することができます。
4. サプライチェーンにおける既存契約内容をレビューする
 - これにより既存の契約の複雑さをより深く理解することができ、広範なサプライチェーンで管理することが困難な機会や潜在的なリスクを特定することができます。
5. 自社の事業及びサプライチェーンにおける人権及び環境への潜在的・顕在的な悪影響を特定するための計画を策定する
 - これにより、人々や地球への悪影響を最小化しリスクを軽減することができます。
6. 人権と環境への影響に関する期待について、主要サプライヤーと顧客との対話を開始する
 - ステークホルダー・エンゲージメントを強化することで、この作業が協働で実施され、期待される事項が当初から明確になります。

以上